



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

3月22日以降の市立学校の教育活動等について

令和4年3月21日（月）をもって、神奈川県を区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が解除されることとなりました。

今後の市立学校の教育活動につきましては、引き続き感染防止対策を徹底した上で、次のとおり実施していきますので、お知らせします。

【基本的な考え方】

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施します。
- ・感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行います。

○小・中学校

1 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施します。

(2) 校外行事

- ・校外行事については、県外への移動を可としますが、移動については、感染防止対策を徹底し、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には分散乗車や少人数のグループでの利用等の工夫に取り組むこととします。

2 部活動について

- ・中学校における校外活動は、上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合を除き、川崎市内での実施とします。
- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動します。

○市立高等学校

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底します。
- ・修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとします。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動します。

○市立特別支援学校

- ・通学に公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とします。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動します。

○学校施設開放

- ・感染防止対策を徹底した上で、学校施設の開放を継続します。

○わくわくプラザについて

- ・引き続き感染防止対策を徹底した上で、実施します。

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、南谷、五味
電話：044-200-3284、3318、3067

(GIGA 端末に関すること)

川崎市総合教育センター 情報・視聴覚センター 添野、関口
電話：044-844-3657

(部活動に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石、小竹
電話：044-200-3292、3828

(学校施設開放に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島
電話：044-200-3302

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 荒川
電話：044-200-2670